

第4次 奈義町行財政改革実施計画

令和7年3月

岡山県奈義町

【 目次 】

I	実施計画の基本指針	1
(1)	基本的な指針	1
(2)	計画の推進体制	1
(3)	実施期間	1
II	実施計画の体系	2
III	具体的な改革項目	3
(1)	人事・組織のに関する改革	3
1)	行政組織、機構の見直し	3
①	時代に即した行政組織・機構の再編、統合	3
②	職員能力の開発・育成と外部人材等の活用	4
2)	職員の定数管理と給与改正	5
①	職員の定数管理	5
②	人事院勧告に応じた給与改正	6
3)	議員定数等と特別職・委員報酬のあり方	7
(2)	財政に関する改革	8
1)	新たな手法による財源の確保	8
2)	持続的な財政健全化の実現	10
(3)	事務事業に関する改革	11
1)	事務事業等の見直しによるコスト削減	11
①	需用費等の節減と合理化	11
②	公共工事等のあり方	12
③	補助金・負担金・交付金等の見直し	13
④	地域デジタル化に伴う業務の効率化・迅速化	14
⑤	協働の仕組みづくりで達成感のある行政運営	15
⑥	各種イベント等の見直し	16
⑦	指定管理等による公共施設の管理、運営等の推進	17
2)	公営企業の経営の健全化及び特別会計への繰出金のあり方	18
①	公営企業会計の健全化	18
②	特別会計への繰出金	28
3)	町有財産の有効活用と整理	19
①	町有財産の有効活用	19
②	借上公共施設用地の取得	20
③	寄附受け事業の推進	21

I 実施計画の基本指針

(1) 基本的な指針

この「実施計画」は、今回策定した「奈義町行財政改革大綱」に基づき、実施すべき改革項目について具体的な取組み内容を明記し、不断の決意で行財政改革を推進するため策定するものです。

(2) 計画の推進体制

1) 行財政改革推進委員会

行財政改革推進委員会は、町長が委嘱した委員 12 名で構成し、奈義町行財政改革実施計画について検討・審議し、答申を行います。

2) 行財政改革推進本部

行財政改革推進本部は、町長を本部長とし、副本部長は副町長、部員は教育長、各課・室・局長で構成し、行財政改革を不断の決意で推進するとともに、計画の推進・実施状況について公表することで、町民へ周知します。

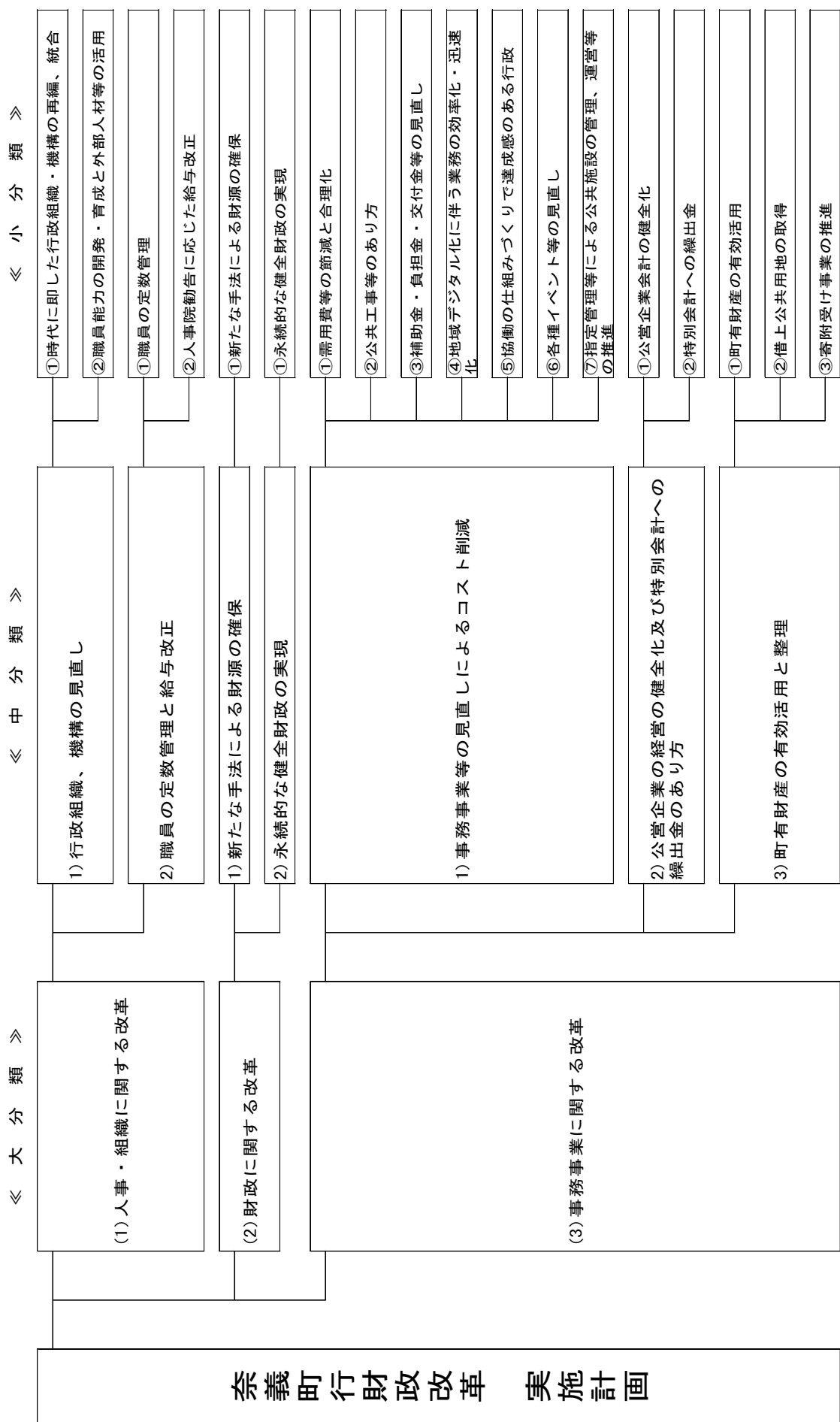
3) 計画の実現に向けた取組み

- ① 各課・室・局は、関連部署や組織と連携を密にし、計画期間内に確実に成果を上げるよう努めます。
- ② 全庁を上げて取組む重要事業には、必要に応じて課を超えたワーキンググループにより横断的な取組みを行います。
- ③ すべての職員は、本計画に掲げられた改革施策を推進するため、日常業務においても、従来の慣行にとらわれず、積極的に事務事業の改善を図ります。

(3) 実施期間

この計画の実施期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。但し、大綱に基づく実施計画は、社会情勢の変化等により修正が必要と認められる場合は、随時見直しを行います。

II 実施計画の体系



Ⅲ 具体的な改革項目

(1) 人事・組織に関する改革

1) 行政組織、機構の見直し

①時代に即した行政組織・機構の再編、統合

【現 状】

- 現在、町長部局、教育委員会、議会を併せ、10課・1室・1局の行政組織で町民サービスの提供を図っています。
- 行政課題に対応し効率的で機能的な行政運営を実施するため、必要な時期に必要なとする課・室を設置しています。

令和3年度～令和5年度：新型コロナウイルス感染症対策室（町長部局）

令和3年度～：こども園・中学校建設推進室（町長部局）

令和3年度～令和5年度：こども園・中学校開設準備室（教育長部局）

令和6年度～：未来創造課（町長部局）

【検討・実施事項】

- ・ 効率よく働くことができ、柔軟に対応できる組織づくりに努めます。
- ・ 時代の変化、人口減少や少子高齢化等の行政課題や多様な町民ニーズに対応し、地域の活力を一層醸成する行政サービスが展開できるよう、効率的で機能的な組織のあり方を常に検討し、再編や統合等を実行します。
- ・ 総合的な行政課題への対応は、必要に応じて課を超えたワーキンググループを編成するなど横断的な取組みにより、課題解決に向けた迅速な対応を図ります。
- ・ 町民サービスの向上と職員の働き方改革の両面から検討したうえで、必要な部署については、フレックスタイム制（※1）の導入を進めます。

※1 フレックスタイム制

定められた1日の勤務時間を、定時以外の時間にずらして勤務する制度。

【実施計画】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

②職員能力の開発・育成と外部人材等の活用

【現 状】

・ベテラン職員の早期退職や中途退職に伴い、職員の平均年齢が若くなっており、職員の専門的な知識や技術の習得が急務となっています。

(令和6年度職員平均年齢：37.5歳)

・職員のコミュニケーション能力向上を図るとともに、奈義町の地域特性といえる地理や歴史、文化、人物、住民感覚等を習得することが必要となっています。

・職員の健康保持とワークライフバランスの観点から職員の資質力向上と業務の効率化を図り、時間外勤務の縮減を目標に取り組んでいます。

・新たな課題の解決を図る能力開発が必要となっています。

【検討・実施事項】

・職員の能力向上と効果的な人材育成に努めます。

・国や県、先進自治体、その他民間団体への出向や人事交流を実施し、職員の多角的な視点や経営的なスキルアップを図ります。

・町独自でも、能力向上研修や接遇研修を実施するとともに、専門的な知識習得のため県内外で実施される職員研修等に積極的に参加し、管理職、中堅職員、若手職員など段階的に必要な人材育成を推進します。

・町民サービス向上のため、稼ぐ意識を持つ職員育成に取り組めます。

・人事評価制度を活用し、職務能力に応じた昇任・昇格を行います。

・働き方改革を推進し、職員ひとりひとりの残業時間を削減するため、DX（※1）を推進するとともに、AI（※2）の活用を進めます。

※1 DX (Digital Transformation)

デジタル技術を活用して生活やビジネスを変革すること。

※2 AI (Artificial Intelligence)

大量のデータを学習することで、人間が行こうなような推論や問題解決などの知的行動をコンピュータ（人口知能）に行わせる技術。

【実施計画】

単位：件

職員研修	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	10	10	10	10	10
実 績					
実施内容					

単位：人

人事交流	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	2	2	2	2	2
実 績					
実施内容					

２）職員の定数管理と給与改正

①職員の定数管理

【現 状】

職員数

R06.4.1現在：特別職除く

正職員	会計年度任用職員
93人	114人 (うち社会保険加入者88名)

【検討・実施事項】

・人口減少社会の中で、人口維持を目標に業務の効率化を推進することで職員の増加を抑制しつつも、実動人員の職員数が維持できるよう、年齢バランスを考慮しながら計画的・継続的に職員採用を行います。また、会計年度任用職員とのバランスも併せて図ります。

・採用年齢の幅を広げ、中堅・幹部職員として様々なノウハウを持った即戦力となる人員を中途採用することにより、職員の年齢構成バランスを保ちます。また、

・職員として長年培った知識や経験の活用や、若手職員の指導を行うため、再任用職員の配置や、専門性の高い業務の任期付職員（※１）の採用を進めます。

※１ 任期付職員

あらかじめ任期を定め、職員と同等の待遇で雇用する職員。期末手当の支給や昇給が可能であり、正職員と同等の責任を負う。

【実施計画】

職員数	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	95人	95人	93人	93人	90人
実 績					
実施内容					

会計年度 職員数	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	110人	108人	106人	104人	102人
実 績					
実施内容					

②人事院勧告に応じた給与改定

【現 状】

ラスパイレス指数（※１）

	奈義町	類似団体	全国町村平均
令和５年度	９５．０	９６．０	９６．３

※類似団体、全国町村平均は、総務省発表データ。

【検討・実施事項】

- ・業務成果に見合った給与体系に努めます。
- ・現在実施している人事評価制度の運用により、職務・職責や仕事量・質に応じたものに対応していくよう、年齢や勤務年数に捉われない給与体系となるよう構造の転換を図ります。
- ・国の人事院勧告に応じた給与改正を念頭に、近隣自治体、類似団体等の給与状況も考慮したうえで適正な給与改正を行います。

※１ ラスパイレス指数

国の行政職俸給表（一）の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給料の水準を示したものの。

【実施計画】

	７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

3) 議員定数等と特別職・委員報酬のあり方

【現 状】

- ・議員定数については、現在条例（奈義町議会議員の定数を定める条例）で10名と定めています。

《議員定数改正の経緯》

昭和30年 2月 : 定数18名
昭和58年 2月 : 定員16名（2名減）
平成11年 2月 : 定員14名（2名減）
平成15年 2月 : 定員10名（4名減）

【検討・実施事項】

- ・議員定数については、議会制民主主義に基づき、多様な民意を反映する合議体として、その機能が十分に発揮されること、また、将来を含めた町の状況を踏まえて検討を行うことが望ましいと考えます。
- ・特別職の報酬については、職員の給与改定の状況や物価高騰、他団体等を参考に特別職報酬等審議会等の意見を踏まえて適正な運用を図ります。
- ・各種委員の報酬や定数については、人口規模や組織の現状を踏まえて、随時見直しを提案します。

【実施計画】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

(2) 財政に関する改革

1) 新たな手法による財源の確保

【現 状】

- ・人口減少により国の交付税や町税の減収が想定されます。
- ・使用料や手数料については、これまでの奈義町再出発計画や行財政改革の取組みにより、適宜見直しを行ってきましたが、人口減少により今後も町の自主財源は年々減少すると推測されます。必要となる施策推進のため負担金や施設使用料等についても社会情勢等を十分に把握しながら、見直しを行う必要があります。
- ・ふるさと納税の増大に努めるため、令和6年度から未来創造課を創設して魅力的な返礼品の開発や効果的なプロモーションを推進し、新たな財源確保に取り組んでいます。

令和5年度ふるさと納税、企業版ふるさと納税決算額

単位：千円

ふるさと納税	企業版ふるさと納税
43,584	11,300

【検討・実施事項】

- ・職員の地域経営の意識醸成を図ります。
- ・使用料・手数料・負担金については、近隣市町村の状況調査や適正な負担のあり方を検討し、見直しに努めます。
- ・ふるさと納税について、魅力的な返礼品のラインアップ充実や効果的なポータルサイトの拡充、更にはガバメントクラウドファンディング等の新たな手法の導入に向けた検討を進め、寄附額の増加を図ります。
- ・企業版ふるさと納税について、企業への有効なアプローチとあわせて企業版ふるさと納税を財源とする新たな事業の検討を行い、寄附額の増加を図ります。
- ・基金を一括管理により国債や地方債等で運用することにより、定期預金以上の運用収入の確保を図ります。
- ・地方交付税制度の理解を深め、交付税算定要件を満たさない項目についても、費用対効果を検討した上で交付税算定対象への転換を行い、地方交付税の増額を図ります。
- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金をはじめ、様々な国県等の補助金の獲得に努め、地域課題の解決や次世代にも誇れる魅力的なまちづくりを進めます。
- ・過疎対策事業債や辺地対策事業債を有効に活用し、一般財源負担の軽減に努めます。
- ・自然エネルギーやバイオマス発電等の町産エネルギー確保に努めます。

【実施計画】

単位：千円

ふるさと 納税	7 年度	8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度
目 標	400, 000	500, 000	600, 000	700, 000	1, 000, 000
実 績					
実施内容					

単位：千円

企業版 ふるさと 納税	7 年度	8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度
目 標	2, 000	2, 000	4, 000	6, 000	10, 000
実 績					
実施内容					

単位：千円

基金運用	7 年度	8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度
目 標	10, 000	13, 500	17, 000	18, 000	19, 000
実 績					
実施内容					

2) 永続的な健全財政の実現

【現 状】

- ・令和5年度決算に基づく実質公債費比率は7.7%、将来負担比率は0%です。

参考：早期健全化基準

実質公債費比率：25%以上

将来負担比率：350%以上

【検討・実施事項】

- ・公共施設の長寿命化工事等の大型ハード事業においては、国・県等の補助金や交付税措置率の高い起債の借入により本町の負担を軽減します。
- ・選択と集中の視点による事業全体の見直しを行い、効率的かつ効果的に事業を実施します。
- ・行財政改革大綱及び実施計画に基づき、財政シミュレーションを行いながら中期的な歳入歳出の見通しを立てて事業管理を行い、財政指標が早期健全化基準等に到達しない財政運営を行います。
- ・財政調整基金の目標額を当面20億円程度とします。

【実施計画】

実質公債費比率	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	18%未満	18%未満	18%未満	18%未満	18%未満
実 績					
実施内容					

将来負担比率	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	0%	0%	0%	0%	0%
実 績					
実施内容					

(3) 事務事業に関する改革

1) 事務事業等の見直しによるコスト削減

① 需用費等の節減と合理化

【現 状】

物件費（※1）決算額 表1		左記表1から委託料を控除した決算額 表2	
平成30年度	令和5年度	平成30年度	令和5年度
372,668千円 (歳出総額の8.6%)	507,164千円 (歳出総額の6.7%)	212,589千円 (歳出総額の4.9%)	301,079千円 (歳出総額の4.0%)

※1 物件費

消費的性質をもつ経費（主に消耗品、光熱水費、委託料等の支出の効果が単年度または極めて短い期間で終わるもの）。数値は「地方財政状況調査」14表3行より需用費、役務費、委託料等のうち経常的経費額。

【検討・実施事項】

- ・節約と合理化によるメリハリのある予算編成に取り組めます。
- ・将来を見据え効率的な事務事業の執行を心がけるよう、職員に対しコスト削減意識の高揚を図るとともに、義務的経費の一括管理による歳出削減や、各種事業の費用対効果や効率性の検証を行ったうえで再編を検討します。
- ・庁用車の維持管理費と更新費用の検討及び必要台数を精査するとともに、走行不能な車両等は売却するなど、公用車の有効活用を図ります。
- ・更新時には軽自動車や中古車等の安価な車両や、環境に配慮した電気自動車やハイブリッド車等のエコカーへの更新を行います。

【実施計画】

単位:千円

物件費	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標 (表2数値)	300,000	285,000	270,000	256,000	243,000
実 績					
実施内容					

庁用車	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

②公共工事等のあり方

【現 状】

- ・平成22年4月1日、本町全域が過疎地域自立促進法の指定を受けたことに伴い、借入額の70%が普通交付税に算入される有利な過疎対策事業債を活用し、ハード事業を実施しています。
- ・施設の整備や長寿命化対策にあたっては、公共施設等総合管理計画や長寿命化計画に基づいた長寿命化や更新、用途廃止等を行っています。
- ・防衛省の防衛施設周辺整備事業等を活用し、町道・河川・水路・上水道・下水道及び各種施設の整備等を実施しています。

【検討・実施事項】

- ・可能な限り現在の施設を使用し続け、更新に係る総コストを抑制するため、長寿命化計画に基づき過疎対策事業債や辺地対策事業債、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債などの有利な起債及び公共施設等整備基金を活用し、計画的な長寿命化対策を実施します。
- ・施設整備等の事業実施にあたっては、国・県等の補助事業や過疎対策事業債を優先して活用し、一般財源の負担軽減を図ります。
- ・今後も防衛省の防衛施設周辺整備事業を有効に活用し、公共施設等の施設整備を実施します。
- ・今後のまちづくり施策に真に必要となる施設整備については、まちづくり総合計画や過疎地域自立促進市町村計画等に基づき実施します。
- ・不要となる施設は、廃止や取壊しも含めて検討します。

【実施計画】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

③補助金・負担金・交付金等の見直し

【現 状】

- ・各種補助金・交付金制度は、3年間毎を目途に町民ニーズや効果等を検討して制度の見直しを行うこととしているが、スクラップ・アンド・ビルドの取組みが十分にできていない。
- ・関係団体等への交付金は、社会情勢の変化等により、運営支援を目的とするものが多いため、交付金の減額には、関係団体等との協議が必要である。

【検討・実施事項】

- ・既存の補助金・負担金・交付金等については、毎年度、事業評価を実施して効果を検証し、必要に応じて期限（終期）を設定します。
- ・時代に合った事業を実施するため、類似事業の精査やスクラップ・アンド・ビルドを行ったうえで取組みます。
- ・関係団体等への交付金については、社会情勢の変化等を踏まえ、関係者と協議を行ったうえで、増額又は減額、廃止を行います。
- ・補助金・負担金・交付金等の縮小等により捻出された財源は、新たな施策等の財源として有効に活用します。
- ・施策と施策の繋がりを意識し、単体の施策ではなく、施策全体で人口維持や幸福度向上が図れるよう補助金・負担金・交付金等のあり方を検討し、定期的に施策の入替を行います。

【実施計画】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

④地域デジタル化に伴う業務の効率化・迅速化

【現 状】

- ・社会情勢の変化に伴い新たな行政課題や多様な町民ニーズへの対応が求められる中、効率的かつ迅速な町民サービスの提供に繋げるため、BPR（※１）による業務手順の見直しやデジタル技術の活用、業務の外部委託に取り組んでいます。
- ・マイナンバーカードの普及と、行政と町民を結ぶマイナポータルを活用したオンライン申請手続きの拡充等、デジタル技術による利便性向上が進んでいます。

【検討・実施事項】

- ・電子化によるペーパーレス化の推進とコスト削減を進めるため、引き続き BPR（※１）による業務手順の見直しを行うとともに、AI（※２）や RPA（※３）、ICT（※４）等のデジタル技術を活用した業務の効率化を図ります。
- ・LoGoフォーム（※５）やホームページ等を活用した行政事務の電子化を進め、申請等の手続きがいつでもでき、知りたい情報がいつでも入手できるよう町民や民間企業等の利便性の向上を図ります。
- ・全町民にデジタル技術を活用した行政サービスが提供できるようインターネットやスマートフォンの普及を促進するため、デジタル機器に苦手意識のある高齢者等に対し、使い方講座等を実施します。
- ・役場窓口のみで公開している図面や台帳等の各種行政情報について、オンライン上で閲覧できるようオープンデータの拡充に取り組みます。
- ・広報紙等の広報分野もデジタル化を推進します。

※１ BPR (Business Process Reengineering)

業務のプロセスを根本的に見直し、効率化と最適化を図る「業務改革」の手法。

※２ AI (Artificial Intelligence)

人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術。

※３ RPA (Robotic Process Automation)

コンピューターにおける業務の自動化システム。

※４ ICT (Information and Communication Technology)

情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

※５ LoGoフォーム

オンラインで各種申請や申込等が行えるデジタルツール。

【実施計画】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

⑤協働の仕組みづくりで達成感のある行政運営

【現 状】

- ・協働により実施している事業

自主防災活動、町道管理、公園管理、高齢者・障がい者支援、子育て支援、なぎっ子学校サポーター、国際交流、ナギフト制度、観光振興、伝統芸能の継承、イベントの参加型事業の推進

- ・令和5年度の満足量調査では、「まちづくりに参加できている」と感じる満足量は、60.1ポイントとなっています。

【検討・実施事項】

- ・町民協働・公民連携による新たなまちづくりに努めます。
- ・永続的に住民参画のまちづくりが行えるよう、特に子どもや若者、地域の担い手等を対象とした、「人づくり」に努め、後継者育成を図ります。
- ・町民一人ひとりが、次世代に奈義町をつなぐ役割を自覚して担い、まちづくりに参加する意識の高揚を図ります。
- ・協働によるまちづくりを継続的に進めるため、包括協定による民間企業等と連携したまちづくりや町民の学びの場や機会を提供します。
- ・持続可能な行政サービスの提供を目的に、様々な分野において、地域住民や住民団体、民間企業及び法人等の強みや特色を活かした「協働のまちづくり」を推進します。
- ・財源やマンパワー、費用対効果等の観点から、行政が主導して実施するより、地域や団体、法人等が実施することで、経済的かつ効率的、将来的な効果が得られるような事業にあっては、積極的に外部委託等を進めます。
- ・町内の一般社団法人等と連携し、効率的な行政運営を行います。
- ・地域住民の高齢化や働き手の高齢化に伴い地域コミュニティの在り方を研究、検討します。

【実施計画】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	町民の「まちづくりに参加できている」と感じる満足量の向上				
目 標 値	60ポイント	60ポイント	61ポイント	61ポイント	62ポイント
実 績					
実施内容					

⑥各種イベント等の見直し

【現 状】

- 4月 菜の花まつり（実行委員会）、横仙歌舞伎「春公演」（保存会）
- 8月 ふるさと夏まつり（実行委員会）
- 9月 アートdeミートNagi（実行委員会）
- 10月 町民運動会（実行委員会）、農林業祭（実行委員会）
- 11月 横仙歌舞伎大公演「秋公演」（保存会）
- 2月 奈義町傑作展（協議会）

【検討・実施事項】

- ・関係団体と協議により、イベントの集約や隔年実施などイベント全体の見直しによる効果の最大化と同時開催など負担や費用の縮小化を行います。
- ・上記を踏まえつつ、若者や移住者等が楽しめるよう時代に即した新規イベントの開催を検討します。
- ・町外者を対象としたイベントについては、「本町の知名度及び交流人口の向上を図ること」を共通目的として開催します。
- ・企画立案の段階から町民や各種団体が自主的に参画し、行政主導型のイベントと住民・組織主導型のイベントの整理を行います。
- ・今後、継続的な実施が想定される森の芸術祭を活用し、住民の誇りに繋がるよう実施しない年も開催を意識して事業推進します。

【実施計画】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

⑦指定管理による公共施設の管理、運営等の推進

【現 状】

・指定管理者制度に移行した施設は、中央浄化センター、つくし園、やまびこ荘、奈義ファミリークリニック、なぎ高原山彩村、商工業研修等施設、ウォーキングブール、有機センターです。

【検討・実施事項】

- ・那岐山麓山の駅、ナギテラス、給食センター、B & G海洋センター、文化センター、美術館・図書館は、指定管理者制度への移行や民間活力の誘導を検討します。
- ・一般社団法人への出向を検討し、自助、共助、公助の取組みを進めます。

【実施計画】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

2) 公営企業の経営の健全化及び特別会計への繰出金のあり方

①公営企業会計の健全化【上水道・工業用水道・下水道事業会計】

②特別会計への繰出金【国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計】

【現 状】

各会計への一般会計の繰出額（R05 決算）

会計区分	法定繰出金	その他繰出金	繰出金合計
上水道事業会計	8,802 千円	104,901 千円	113,703 千円
工業用水道事業会計	— 千円	— 千円	— 千円
下水道事業会計	177,533 千円	10,026 千円	187,559 千円
国民健康保険特別会計	49,781 千円	— 千円	49,781 千円
介護保険特別会計	131,607 千円	— 千円	131,607 千円
後期高齢者医療特別会計	22,335 千円	— 千円	22,335 千円

※R5 上水道事業において、新型コロナウイルス感染症対策として1年間、水道基本料金の無料化を実施。

【検討・実施事項】

- ・法制度に基づく一般会計からの繰出しは、これまでどおり実施します。
- ・公営企業会計は、事業の効率化と受益者負担の適正化を図り、独立採算による経営の健全化に努め、その他繰出金を縮減します。
- ・国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療制度等については、健康診断の受診率向上による疾病の早期発見、早期治療や予防医療に努め、医療費等の増加を抑制します。
- ・高齢化率の上昇に伴い、高齢者の健康づくりに努め、医療費や介護費の低減に努めます。

【実施計画】

公営企業会計繰出金

単位:千円

上水道事業	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
目 標	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
実 績					
実施内容					

単位:千円

下水道事業	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
目 標	193,000	193,000	193,000	193,000	193,000
実 績					
実施内容					

3) 町有財産の有効活用と整理

①町有財産の有効活用

【現 状】利活用の検討が必要と考える町有地及び町有財産

- ・旧滝川つくし幼稚園 土地： 4, 7 5 9 m²／建物：5 3 0. 7 7 m²
- ・旧中央東幼稚園 土地： 5, 1 9 9 m²／建物：5 4 8. 9 0 m²
- ・豊沢住宅跡地 土地：4 5, 4 3 0 m²

【検討・実施事項】

・将来を見据えたまちづくり（定住化促進等や働く場所の確保）への有効活用を図るため、町民からの意見を踏まえ、効果的な事業の検討を行うとともに、活用が見込まれない場合は、廃止とともに地元移譲や民間企業等への売却、貸出等を検討します。

【実施計画】

	7 年 度	8 年 度	9 年 度	1 0 年 度	1 1 年 度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

②借上公共用地の取得

【現 状】

【主な公共用地のうち借上げている土地】

本庁舎敷地、高円住宅敷地、文化センター・保健相談センター敷地、運動公園敷地、商工業研修等施設敷地、美術館・図書館敷地、屋内ゲートボール場敷地、豊沢センターゾーン敷地、山彩村敷地、山の駅コテージ敷地、中央広場敷地、つくし園敷地、旧保育園敷地、その他敷地

借上げ公共用地 合計 180,307㎡

【検討・実施事項】

- ・定期的に地権者と協議を行い、用地取得（買収）を推進します。
- ・用地取得できない場合でも、契約期間の満了毎に契約単価の見直しを行います。
- ・借上地の現状と用地取得の進捗状況を公表するなど、課題の共有を図ります。

【実施計画】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					

③寄附受け事業の推進

【現 状】

【寄付により取得した土地】

令和３年度：墓地（奈義町高円842番地2）736㎡

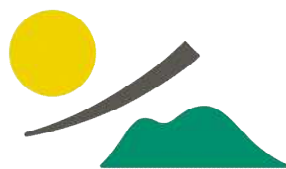
令和３年度：山林（奈義町滝本1824番地1）3,277㎡

【検討・実施事項】

- ・将来的に希望のある有効かつ有用な山林や宅地等の寄附受けを実施します。

【実施計画】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
目 標	実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
実 績					
実施内容					



みらいを、掘り起こせ

奈義町